

## 離婚協議書

夫田中□□（以下、甲という）と妻田中〇〇（以下、乙という）は、離婚について協議した結果、以下のとおり合意確認した。

### 記

第1条 甲と乙は協議離婚することに合意し、離婚届に各自署名押印した。その届出は、乙において速やかに（遅くとも平成 年 月 日までに）所轄市役所に行うものとする。

第2条 甲乙間の未成年の子田中A（平成 年 月 日生、以下丙という）の親権者を乙と定め、乙は責任を持って監護養育する。

第3条 甲は乙に対し、丙の養育費として、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで毎月□万円を、平成 年 月 日から丙が満20歳に達する日の属する月までは毎月□万円を、毎月末日限り、丙名義の金融機関口座に振込送金して支払う。

(振込先口座) □□銀行□□支店 普通口座番号  
口座名義 田中〇〇

第4条 第3条の規定は、甲が収入を得られなくなったときや、収入が減少したとき等、甲の経済状態に変化があった場合には、毎月の振込金額につき、甲乙双方が誠意を持って協議するものとする。このとき、甲は乙に対し、収入が得られなくなったこと又は、減額となったことを証明するものを提示する。

第5条 甲は乙に対し、離婚に伴う財産分与として、平成 年 月 日までに金□□□万円を乙の指定する金融口座に振込送金して支払う。但し、この財産分与には、慰謝料金□□□万円を含むものとする。

第6条 乙は、甲に対して、3ヶ月に1回程度、丙と面接交渉することを認める。但し、甲は乙の事前の承諾なしに丙と面接交渉しないものとする。その日時、場所、方法は丙の福祉を害することがないように甲乙互いに配慮し、事前協議して決める。

第7条 甲乙は、離婚に伴う財産上の問題は、第5条の定めるところで全て解決したことを確認し、本契約に定めた以外には互いに何らの債権債務が発生しないことを確認した。

第8条 乙は、離婚後も離婚前の姓田中を引き続き使用することとし、甲はこれに同意する。

第9条 甲及び乙は丙の養育期間中、住所・電話番号・勤務先を変更したときは、その変更事項を直ちにお互いに連絡する。

第10条 甲は、本契約で定めた金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨認諾した。

上記のとおり、合意したので、本書2通を作成し、甲乙各自署名押印の上、各自1通ずつ所有する。

平成 年 月 日

甲 住所  
氏名 ⑩

乙 住所  
氏名 ⑩

(注) ⑩は実印(印鑑証明書付)の方が望ましいです。(本人確認の証明になります)また、行政書士が離婚協議書を取交す時に立会人として署名(記名)し、職印を押印すれば、離婚協議書作成時の証人となり、より安心効果があります。